

事 務 連 絡
平成19年11月5日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(インドネシア産ガザミ及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、インドネシア産冷凍ガザミにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

インドネシア産ガザミ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

(1) PT. DHARMA SAMUDERA FISHING INDUSTRIES の輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、エンドスルファンに係る自主検査を実施するよう指導すること。

(2) 1の食品について、残留農薬（エンドスルファンを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：冷凍ガザミ
2. 生産国：インドネシア
3. 輸 出 者：PT. DHARMA SAMUDERA FISHING INDUSTRIES
4. 検査結果：エンドスルファン 0.005ppm（基準値：0.004ppm）
5. 検 疫 所：那覇検疫所（届出受付番号：第97000637961号4欄）
6. 輸 入 者：有限会社 いそや物産